

栃木県競技力向上対策本部 強化対策委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、栃木県競技力向上対策本部規約第11条第3項の規定に基づき、栃木県競技力向上対策本部強化対策委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に必要な事項を定める。

(業務)

第2条 委員会は、本部会議から付託及び委任された専門的な事項について、調査・審議する。

(役員)

第3条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
 - (2) 副委員長 若干名
- 2 役員は、本部長が委嘱する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した副委員長がその職務を代理する。

(委員)

第4条 委員は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 競技力向上に関係する機関及び団体の役職員
- (2) 前号に掲げる者のほか、本部長が必要と認める者

(委員及び役員の任期)

第5条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員等が就任時の所属機関及び団体等の役職を離れた場合、その委員等は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。ただし、本部長が必要と認める委員等はその限りではない。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員長又は委員長が指名した者が議長となる。
- 3 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開会できない。なお、委員の代理人の出席をもって委員の出席とみなす。また、委員会に出席できない委員は、委任状により議決に加わることができる。
- 4 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員長が必要と認めるときは、委員以外に専門的知識を有する者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(部会等)

第7条 委員会は、運営上必要があるときは部会等を設けることができる。

- 2 部会等の委員は、委員長が委嘱する。
- 3 部会等に関する事項は、委員長が定める。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が本部長の承認を得て別に定める。

附則

この規程は、平成26年5月23日から施行する。

附則

この規程は、平成27年6月25日から施行する。

附則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。